

○国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程

〔平成16年4月1日〕  
法人規程第1号

改正 平成16年法人規程第10号  
平成16年法人規程第11号  
平成17年法人規程第9号  
平成18年法人規程第2号  
平成18年法人規程第19号  
平成18年法人規程第36号  
平成18年法人規程第37号  
平成18年法人規程第50号  
平成19年法人規程第27号  
平成19年法人規程第39号  
平成19年法人規程第45号  
平成19年法人規程第50号  
平成20年法人規程第22号  
平成20年法人規程第40号  
平成20年法人規程第50号  
平成21年法人規程第29号  
平成21年法人規程第40号  
平成22年法人規程第2号  
平成22年法人規程第19号  
平成22年法人規程第24号  
平成22年法人規程第33号  
平成22年法人規程第44号  
平成23年法人規程第1号  
平成23年法人規程第19号  
平成23年法人規程第33号  
平成23年法人規程第36号  
平成24年法人規程第4号  
平成24年法人規程第57号  
平成24年法人規程第59号  
平成25年法人規程第11号  
平成25年法人規程第43号  
平成25年法人規程第55号  
平成25年法人規程第59号  
平成26年法人規程第5号  
平成26年法人規程第28号  
平成26年法人規程第57号  
平成27年法人規程第1号  
平成27年法人規程第3号  
平成27年法人規程第20号

平成27年法人規程第36号  
平成27年法人規程第38号  
平成27年法人規程第46号  
平成27年法人規程第49号  
平成27年法人規程第59号  
平成27年法人規程第65号  
平成28年法人規程第27号  
平成28年法人規程第67号  
平成29年法人規程第10号  
平成29年法人規程第44号  
平成29年法人規程第47号  
平成29年法人規程第48号  
平成29年法人規程第52号  
平成29年法人規程第53号  
平成30年法人規程第12号  
平成30年法人規程第14号  
平成30年法人規程第33号  
平成30年法人規程第64号  
平成30年法人規程第70号  
平成31年法人規程第2号  
平成31年法人規程第18号  
令和元年法人規程第10号  
令和元年法人規程第15号  
令和元年法人規程第18号  
令和2年法人規程第1号  
令和2年法人規程第14号  
令和2年法人規程第16号  
令和2年法人規程第40号  
令和2年法人規程第41号  
令和2年法人規程第46号  
令和2年法人規程第49号  
令和3年法人規程第1号  
令和3年法人規程第4号  
令和3年法人規程第7号  
令和3年法人規程第36号  
令和4年法人規程第1号  
令和4年法人規程第3号  
令和4年法人規程第53号  
令和4年法人規程第59号  
令和5年法人規程第1号  
令和5年法人規程第2号  
令和5年法人規程第6号  
令和5年法人規程第34号

## 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程

### 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 役員（第2条・第3条）
- 第3章 本部（第4条―第19条）
- 第4章 教育研究組織（第20条―第29条の2）
- 第5章 事業費により措置する教育研究組織等（第30条―第36条の7）
- 第6章 職員等（第37条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号。以下「基本規則」という。）第12条第2項、第27条第5項、第27条の2第4項、第31条第1項及び第4項、第32条第5項、第32条の2第9項、第32条の3第10項、第32条の4の2第11項、第32条の5第10項、第32条の6第13項、第33条第5項、第33条の2第5項、第33条の3第2項、第33条の4第6項、第33条の5第9項、第34条第2項及び第3項、第34条の2第2項、第34条の3第2項、第34条の4第2項、第38条第2項及び第3項、第44条第3項、第44条の2第2項、第47条第3項、第50条第3項及び第4項、第55条第1項、第75条第3項並びに第77条第4項の規定に基づき、並びに基本規則を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 役員

#### （役員会の開催等）

第2条 基本規則第11条の役員会は、毎月1回開催することを常例とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合は、臨時にこれを開催することができる。
- 3 役員会を開催する場合には、あらかじめ、会議の日時、場所、当該会議の目的等を役員に通知しなければならない。
- 4 前項の通知は、会議開催日の1週間前までに、書面又は電磁的方法により行うことを常例とする。
- 5 役員会の議案に関し必要な事項は、法人細則で定める。
- 6 役員会の議を経る事項の審議の時期及び審議に際して提出する資料については、法人規則及びこれに基づく法人規程に定めるもののほか、法人細則で定める。

#### （役員会への監事の出席）

第3条 基本規則第11条第3項の規定により、監事が役員会へ出席する場合には、あらかじめ学長に申し出るものとする。

### 第3章 本部

#### (副学長の数等)

第4条 基本規則第27条第5項の法人規程で定める副学長の数は、10人以内とする。

- 2 学長は、毎年度、副学長の職務分担を定めるものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、副学長の職務分担に関し必要な事項は、別に定める。

#### (大学執行役員の職務分担)

第4条の2 学長は、毎年度、大学執行役員の職務分担を定めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、大学執行役員の職務分担に関し必要な事項は、別に定める。

#### (副学長補佐の数)

第5条 基本規則第31条第1項の法人規程で定める副学長補佐の数は、次項に規定する者を含め、各副学長につき2人以内とする。ただし、学長が必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 第10条に規定する部に置かれる部長は、副学長補佐とする。

#### (運営会議の議長)

第6条 基本規則第32条の運営会議に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、運営会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する者が、その職務を代行する。

#### (運営会議の学長指名構成員の任期)

第6条の2 基本規則第32条第2項第4号の規定により学長が指名する構成員の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、構成員となる日の属する年度の末日とする。

- 2 前項の構成員は、再任されることができる。

#### (運営会議の開催)

第7条 運営会議は、毎週1回開催することを常例とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、臨時にこれを開催することができる。

#### (大学経営推進局の業務)

第8条 基本規則第32条の2に規定する大学経営推進局は、次の業務を遂行する。

- (1) インスティテューショナル・リサーチを踏まえた法人の経営分析に関すること。
- (2) 法人を取り巻く環境の将来予測及びこれを踏まえたビジョンの策定に関すること。
- (3) 中長期的な法人の経営戦略の策定に関すること。
- (4) 所管・部局横断的な施策の計画等に関すること。

#### (広報局の業務)

第8条の2 基本規則第32条の3に規定する広報局は、次の業務を遂行する。

- (1) 広報に関する総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 広報活動の実施に関すること。
- (3) 広報活動におけるステークホルダーとのエンゲージメントに関すること。
- (4) 報道に関すること。

(国際局に置かれる国際室及びグローバル・コモنزの業務)

第8条の3 基本規則第32条の4の2第1項に規定する国際室は、次の業務を遂行する。

- (1) 国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の国際戦略の立案及び策定並びに推進に関すること。
- (2) 法人の国際化に関する情報の収集及び集約、分析並びに提供に関すること。
- (3) 海外拠点の設置及び運営を含む地域別戦略並びに海外拠点に係る活動のモニタリングに関すること。
- (4) 外国の大学等との連携の推進に関すること。
- (5) 教育開発国際協力の推進に関すること。
- (6) その他法人の国際戦略に関すること。

2 基本規則第32条の4の2第1項に規定するグローバル・コモنزは、次の業務を遂行する。

- (1) 法人の国際性の日常化の促進に関する企画及び調整に関すること。
- (2) 事務職員のグローバル・リテラシーの向上に関すること。
- (3) 外国人教員及びその家族の日常生活における諸手続等の支援に関すること。
- (4) 職員の国際的な活動に係る支援に関すること。
- (5) 海外安全危機管理に関すること。

(ヒューマンエンパワーメント推進局の業務)

第8条の4 基本規則第32条の5に規定するヒューマンエンパワーメント推進局は、次の業務を遂行する。

- (1) 多様な他者を適切に理解し、及び対応するための啓発活動に関すること。
- (2) 学生及び職員のキャリアに応じた人材育成に関すること。
- (3) 学生及び職員が持つ能力を活かす公正及び公平な支援環境の構築に関すること。
- (4) ダイバーシティ・インクルージョンに関すること。

(体育スポーツ局の業務)

第8条の5 基本規則第32条の6に規定する体育スポーツ局は、次の業務を遂行する。

- (1) 共通科目「体育」の開設及び大学体育・スポーツの研究推進に関すること。
- (2) スポーツの力を活用した新たな全学的教育プログラムの開発及び実施に関すること。
- (3) 体育スポーツ施設の管理及び活用に関すること。
- (4) スポーツに関する活動の支援及び地域への貢献活動に関すること。

(監査室の業務)

第9条 基本規則第33条に規定する監査室は、次の業務を遂行する。

- (1) 監事の行う監査の補助に関すること。
- (2) 法人の内部監査の実施に関すること。

(企画評価室の業務)

第9条の2 基本規則第33条の2に規定する企画評価室は、次の業務を遂行する。

- (1) 法人運営の改善に関すること。
- (2) 中期目標・中期計画に関すること。
- (3) 法人並びに本部及び教育研究組織の評価に関すること。

- (4) 教育、研究等に関する基幹的な情報の収集、共有化等に関すること。
- (5) 学校基本調査その他の統計調査に関すること。

(事業開発推進室の業務)

第9条の3 基本規則第33条の3に規定する事業開発推進室は、次の業務を遂行する。

- (1) 新規事業の開発に関すること。
- (2) 筑波大学アソシエイトに関すること。
- (3) ホームカミングデーの企画及び実施に関すること。
- (4) 基金活動に関すること。
- (5) 基金の管理及び運営に関すること。
- (6) その他本学のステークホルダー及び学外（企業等）との連携に関すること。

(URA 研究戦略推進室の業務)

第9条の4 基本規則第33条の4に規定するURA 研究戦略推進室は、次の業務を遂行する。

- (1) 研究戦略及び研究経営に関すること。
- (2) 研究に係る外部資金獲得の戦略に関すること。
- (3) 研究に係る渉外に関すること。
- (4) その他研究推進体制・機能の充実強化に関すること。

(コンプライアンス・ハラスメント対策室の業務)

第9条の5 基本規則第33条の5に規定するコンプライアンス・ハラスメント対策室は、次の業務を遂行する。

- (1) 法人のコンプライアンスに関すること。
- (2) ハラスメントの相談、防止等に関すること。
- (3) 法人規則等の管理に関すること。
- (4) 争訟に関すること。
- (5) 国立大学法人筑波大学法人文書の開示の手続きに関する規程(平成27年法人規程第21号)及び国立大学法人筑波大学保有個人情報の開示等に関する規程(平成17年法人規程第10号)に基づく情報の公開に関すること。

(部の名称)

第10条 基本規則第34条第2項の法人規程で定める部の名称は、次のとおりとする。

- (1) 総務部
- (2) 財務部
- (3) 施設部
- (4) 教育推進部
- (5) 学生部
- (6) 研究推進部
- (7) 産学連携部
- (8) 学術情報部

(総務部)

第11条 総務部に置く課の名称は、次のとおりとする。

- (1) 総務課
- (2) リスク・安全管理課
- (3) 人事課
- (4) 組織・職員課

2 総務課は、次の業務を遂行する。

- (1) 法人の業務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 法人の内部統制の総括に関すること。
- (3) 役員会、経営協議会及び教育研究評議会に関すること。
- (4) 学長選考・監察会議に関すること。
- (5) 運営会議に関すること。
- (6) 国立大学協会に関すること。
- (7) 役員等の秘書業務に関すること。
- (8) 公印の管守及び法人文書の審査に関すること。
- (9) 法人の意思決定及び情報伝達のシステムに関すること。
- (10) アーカイブズに関すること。
- (11) 地方公共団体等との連携に関すること。
- (12) 大学会館に関すること。

3 リスク・安全管理課は、次の業務を遂行する。

- (1) 法人のリスク管理の総括に関すること。
- (2) 構内管理に関すること。
- (3) 防火管理に関すること。
- (4) 実験環境に関すること。
- (5) 安全衛生に関すること。
- (6) 防災及び学内交通安全対策に関すること。

4 人事課は、次の業務を遂行する。

- (1) 総人件費の分析等に関すること。
- (2) 人事及び給与制度の企画に関すること。
- (3) 職員の採用、昇任、退職、給与、退職金等に関すること。
- (4) 職員の定員・人員管理に関すること。
- (5) 障害者及び高年齢者の雇用（再雇用を含む。）に関すること。
- (6) 人事企画委員会に関すること。
- (7) 福利厚生に関すること。
- (8) 共済組合に関すること。

5 組織・職員課は、次の業務を遂行する。

- (1) 事務組織に関すること。
- (2) 業務改善の推進に関すること。
- (3) 職務評価に関すること。
- (4) 人材育成に関すること。
- (5) 就業規則に関すること。
- (6) 労務管理（労働組合を含む。）に関すること。
- (7) 職員の服務、兼業、勤務時間、休暇等に関すること。
- (8) 職員の懲戒に関すること。
- (9) ゆりのき保育所に関すること。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、基本規則第34条第3項の規定に基づき、総務部に総合事務センターを置き、次の業務を遂行させる。

- (1) 学内各組織が行っている業務のうち定型的業務に係る効率化及び支援に関すること。
- (2) 再雇用職員の業務に関すること。

## 第12条 削除

(財務部)

第13条 財務部に置く課の名称は、次のとおりとする。

- (1) 財務企画課
- (2) 財務制度企画課
- (3) 財務管理課
- (4) 資金調達・運用課
- (5) 契約課

2 財務企画課は、次の業務を遂行する。

- (1) 予算に関すること。
- (2) 財務運営に係る企画立案に関すること。

3 財務制度企画課は、次の業務を遂行する。

- (1) 会計に係る法人規則等に関すること。
- (2) 会計に係る争訟に関すること。
- (3) 会計制度に係る改善・整備等に関すること。
- (4) 会計の監査（監査室及び財務管理課の所掌に係るものを除く。）に関すること。

4 財務管理課は、次の業務を遂行する。

- (1) 決算に関すること。
- (2) 財務・経営状況の分析に関すること。
- (3) 財務会計システムに関すること。
- (4) 会計監査人が行う監査に関すること。
- (5) 収入及び支出に関すること。

5 資金調達・運用課は、次の業務を遂行する。

- (1) 資金の調達及び償還に関すること。
- (2) 資金の運用に関すること。
- (3) 信用格付けに関すること。

6 契約課は、次の業務を遂行する。

- (1) 物品の売買、交換及び賃貸借に係る契約並びに製造その他の請負に係る契約に関すること。
- (2) 物品の管理及び処分に関すること。

7 第2項から前項までに定めるもののほか、基本規則第34条第3項の規定に基づき、財務部に全学会計センターを置き、次の業務を遂行させる。

- (1) 債務の計上及び経費の精算に関すること。
- (2) 旅費及び謝金に関すること。

(施設部)

第14条 施設部に置く課の名称は、次のとおりとする。

- (1) 施設企画課



- (2) 施設マネジメント課
  - (3) 施設整備課
  - (4) 施設サービス課
- 2 施設企画課は、次の業務を遂行する。
- (1) 施設整備の企画立案に関する事。
  - (2) 施設整備の契約に関する事。
  - (3) PFI（民間資金等活用）事業に関する事。
- 3 施設マネジメント課は、次の業務を遂行する。
- (1) 不動産の管理及び処分に関する事。
  - (2) 不動産の売買、交換及び賃貸借に係る契約に関する事。
  - (3) 光熱水料等の契約及び管理等に関する事。
  - (4) 役員、職員等の宿舎に関する事。
- 4 施設整備課は、次の業務を遂行する。
- (1) 施設整備の計画に関する事。
  - (2) 施設整備の実施に関する事。
  - (3) 屋外環境の整備に関する事。
- 5 施設サービス課は、次の業務を遂行する。
- (1) 施設維持管理の計画に関する事。
  - (2) 施設維持管理の実施に関する事。
  - (3) エネルギーの管理に関する事。
  - (4) 施設の運転管理に関する事。

## 第15条 削除

（教育推進部）

第16条 教育推進部に置く課の名称は、次のとおりとする。

- (1) 教育推進課
  - (2) 教育機構支援課
  - (3) 社会連携課
  - (4) 入試課
- 2 教育推進課は、次の業務を遂行する。
- (1) 大学教育に関する総合調整に関する事。
  - (2) 学群教育並びに大学院教育の推進及び運営支援に関する事。
  - (3) 教育情報システム等の企画立案、推進及び運営支援に関する事。
  - (4) 第28条に規定するグローバルコミュニケーション教育センターに関する事。
- 3 教育機構支援課は、次の業務を遂行する。
- (1) 教育改革の支援に関する事。
  - (2) 教育の質保証及び質向上に関する事。
  - (3) 教育組織の設置及び改廃に関する事。
  - (4) グローバル教育院に関する事。
  - (5) 第20条に規定する学位プログラムのうち、次の組織に関する事。
    - ア 第20条第2号イに規定するシステム情報工学研究群ライフイノベーション(生物情報)学位プログラム

イ 第20条第2号ウに規定する生命地球科学研究群のライフイノベーション（食料革新）学位プログラム、ライフイノベーション（環境制御）学位プログラム及びライフイノベーション（生体分子材料）学位プログラム

ウ 第20条第3号アに規定する人間総合科学研究群のヒューマンバイオロジー学位プログラム、ライフイノベーション（病態機構）学位プログラム及びライフイノベーション（創薬開発）学位プログラム

4 社会連携課は、次の業務を遂行する。

- (1) 本学を拠点とする生涯学習の推進並びに高大連携等教育の社会連携の企画立案及び実施に関すること。
- (2) 教育職員免許状等の各種資格取得に係る教育の実施に関すること。

5 入試課は、次の業務を遂行する。

- (1) 入学者の選抜に係る大学全体の企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 学群及び総合学域群並びに大学院の入学者の選抜に関すること。
- (3) 大学入学共通テストの実施に関すること。
- (4) 第28条に規定するアドミッションセンターに関すること。

（学生部）

第17条 学生部に置く課の名称は、次のとおりとする。

- (1) 学生生活課
- (2) 学生交流課

2 学生生活課は、次の業務を遂行する。

- (1) 学生生活に係る指導、助言及び援助に関すること。
- (2) 学生の表彰及び懲戒に関すること。
- (3) 課外活動施設等の管理に関すること。
- (4) 学生の奨学金に関すること。
- (5) 授業料等の免除、徴収猶予等に関すること。
- (6) 福利厚生施設及び学生居住施設の管理に関すること。
- (7) 第28条に規定する保健管理センターに関すること。
- (8) スチューデントサポートセンターに関すること。

3 学生交流課は、次の業務を遂行する。

- (1) 学生の国際交流に係る企画立案に関すること。
- (2) 外国人研究生等の受入れに関すること。
- (3) 学生の海外留学に関すること。
- (4) 外国人留学生等の支援に関すること。

（研究推進部）

第18条 研究推進部に置く課の名称は、次のとおりとする。

- (1) 研究企画課
- (2) 外部資金課

2 研究企画課は、次の業務を遂行する。

- (1) 研究事業に関すること。
- (2) 研究に係る企画及び連絡調整に関すること。
- (3) 教育研究施設（他課等の所掌に属するものを除く。）に関すること。

- (4) 研究戦略イニシアティブ推進機構に関すること。
- (5) オープンファシリティー推進機構に関すること。
- (6) DESIGN THE FUTURE 機構に関すること。

3 外部資金課は、次の業務を遂行する。

- (1) 競争的研究資金その他の研究資金の導入に関すること。
- (2) 研究に係る研究助成金に関すること。
- (3) 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人（以下「国等」という。）からの公的資金（共同研究、受託研究）に関すること。

（産学連携部）

第18条の2 産学連携部に置く課の名称は、産学連携企画課とする。

2 産学連携企画課は、国際産学連携本部が定めた基本的な方針に基づき、次の業務を遂行する。

- (1) 産学連携に係る企画立案に関すること。
- (2) イノベーション・エコシステムの推進に関すること。
- (3) 産学連携に係る事業運営に関すること。
- (4) 企業・自治体等との連携に関すること。
- (5) 産学連携に係る技術移転に関すること。
- (6) 知的財産の取扱いに関すること。
- (7) 国等以外の資金（共同研究（特別共同研究事業を含む）、受託研究、学術指導等）に関すること。
- (8) 国際戦略総合特区に関すること。
- (9) つくばグローバル・イノベーション推進機構に関すること。
- (10) トランスフォーメーションコネクタ機構に関すること。
- (11) 第34条第2項に規定する高細精医療イノベーション研究コアに関すること。
- (12) 第36条の4第2項に規定する開発研究センターに関すること。

（学術情報部）

第18条の2の2 学術情報部に置く課の名称は、次のとおりとする。

- (1) 情報企画課
- (2) アカデミックサポート課
- (3) 情報基盤課

2 情報企画課は、次の業務を遂行する。

- (1) 図書、雑誌その他の資料（以下「図書館資料」という。）の収集及び管理に関すること。
- (2) 学内で生産された学術情報の収集及び発信に関すること。
- (3) 図書館システムの整備及び管理に関すること。
- (4) 統合IR機構に関すること。
- (5) 筑波大学出版会に関すること。

3 アカデミックサポート課は、次の業務を遂行する。

- (1) 学術情報の提供に関すること。
- (2) 図書館資料の相互利用に関すること。
- (3) 附属図書館における学習及び教育の支援に関すること。
- (4) 附属図書館における学習環境の整備に関すること。

4 情報基盤課は、次の業務を遂行する。

- (1) 情報ネットワーク、計算機環境等の維持及び管理に関すること。
- (2) 業務情報システムの整備及び管理に関すること。
- (3) 情報セキュリティに関すること。
- (4) 業務情報システムを担う人材の育成に関すること。
- (5) 情報環境機構に関すること。
- (6) 第27条に規定する学術情報メディアセンターに関すること。

(東京キャンパス事務部)

第18条の3 基本規則第34条の2第2項の東京キャンパス事務部に置く課の名称は、次のとおりとし、基本規則第66条第3項に規定する課とする。

- (1) 学校支援課
- (2) 企画推進課

2 学校支援課は、次の業務を遂行する。

- (1) 附属学校教育審議会及び附属学校教育局マネジメント会議に関すること。
- (2) 附属学校教員選考委員会に関すること。
- (3) 職員の任免、給与、分限、労務、表彰、研修等に関すること。
- (4) 附属学校の児童生徒等に係る在籍管理等に関すること。
- (5) 附属学校の安全管理等に関すること。

3 企画推進課は、次の業務を遂行する。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 物品の調達及び管理に関すること。
- (3) 施設及び設備に関すること。
- (4) 大学・附属学校等の連携に関すること。
- (5) 附属学校の入学者の選抜に関すること。
- (6) 附属学校の教育課程及び国際教育に関すること。
- (7) 理療科教員養成施設に関すること。

(エリア支援室)

第18条の4 基本規則第34条の3第2項の法人規程で定めるエリア支援室の名称は、次のとおりとする。

- (1) 人文社会エリア支援室
- (2) 数理物質エリア支援室
- (3) システム情報エリア支援室
- (4) 生命環境エリア支援室
- (5) 人間エリア支援室
- (6) 体育芸術エリア支援室
- (7) 医学医療エリア支援室
- (8) 図書館情報エリア支援室

2 人文社会エリア支援室は、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。

- (1) 第20条第1号アに規定する人文社会科学研究群
- (2) 人文・文化学群及び社会・国際学群
- (3) 人文・文化学群人文学類及び社会・国際学群社会学類
- (4) 第23条に規定する人文社会系

- (5) 第25条に規定する西アジア文明研究センター
- 3 数理物質エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。
- (1) 第20条第2号アに規定する数理物質科学研究群
  - (2) 生命環境学群地球学類、理工学群数学類、理工学群物理学類及び理工学群化学類
  - (3) 第23条に規定する数理物質系
  - (4) 第25条に規定する宇宙史研究センター及びエネルギー物質科学研究センター
- 4 システム情報エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。
- (1) 第20条第2号イに規定するシステム情報工学研究群(ライフイノベーション(生物情報)学位プログラムを除く。)
  - (2) 理工学群
  - (3) 社会・国際学群国際総合学類、理工学群応用理工学類、理工学群工学システム学類、理工学群社会工学類及び情報学群情報科学類
  - (4) 第22条の2に規定する理工学群総合理工学位プログラム
  - (5) 第23条に規定するシステム情報系
- 5 生命環境エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。
- (1) 第20条第2号ウに規定する生命地球科学研究群(ライフイノベーション(食料革新)学位プログラム、ライフイノベーション(環境制御)学位プログラム及びライフイノベーション(生体分子材料)学位プログラムを除く。)
  - (2) 第20条第2号エに規定する国際連携持続環境科学専攻
  - (3) 生命環境学群
  - (4) 人文・文化学群比較文化学類、人文・文化学群日本語・日本文化学類、生命環境学群生物学類及び生命環境学群生物資源学類
  - (5) 第23条に規定する生命環境系
  - (6) 第25条に規定する山岳科学センター及び微生物サステナビリティ研究センター
- 6 人間エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。
- (1) 第20条第3号アに規定する人間総合科学研究群の教育学学位プログラム、心理学学位プログラム及び障害科学学位プログラム
  - (2) 人間学群
  - (3) 人間学群教育学類、人間学群心理学類及び人間学群障害科学類
  - (4) 第23条に規定する人間系
- 7 体育芸術エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。
- (1) 第20条第3号アに規定する人間総合科学研究群のニューロサイエンス学位プログラム、ヒューマン・ケア科学学位プログラム、パブリックヘルス学位プログラム、スポーツ医学学位プログラム、体育学学位プログラム、スポーツ・オリンピック学学位プログラム、体育科学学位プログラム、コーチング学学位プログラム、芸術学学位プログラム、デザイン学学位プログラム及び世界遺産学学位プログラム
  - (2) 第20条第3号イ及びウに規定するスポーツ国際開発学共同専攻及び大学体育スポーツ高度化共同専攻

- (3) 体育専門学群及び芸術専門学群
  - (4) 第23条に規定する体育系及び芸術系
  - (5) 第25条に規定するヒューマン・ハイ・パフォーマンス先端研究センター
- 8 医学医療エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。
- (1) 第20条第3号アに規定する人間総合科学研究群の医学学位プログラム、看護科学学位プログラム、フロンティア医科学学位プログラム及び公衆衛生学学位プログラム
  - (2) 第20条第3号エに規定する国際連携食料健康科学専攻
  - (3) 医学群
  - (4) 医学群医学類、医学群看護学類及び医学群医療科学類
  - (5) 第23条に規定する医学医療系
  - (6) 第25条に規定するトランスボーダー医学研究センター
- 9 図書館情報エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。
- (1) 第20条第3号アに規定する人間総合科学研究群情報学学位プログラム
  - (2) 情報学群
  - (3) 情報学群知識情報・図書館学類及び情報学群情報メディア創成学類
  - (4) 第23条に規定する図書館情報メディア系

(社会人大学院等支援室)

第18条の5 基本規則第34条の4第2項の法人規程で定める社会人大学院等支援室の所掌する業務は、次のとおりとする。

- (1) 第20条第1号イに規定するビジネス科学研究群に関すること。
- (2) 第20条第1号ウ及びエに規定する法曹専攻及び国際経営プロフェッショナル専攻に関すること。
- (3) 第20条第3号アに規定する人間総合科学研究群のカウンセリング学位プログラム、カウンセリング科学学位プログラム、リハビリテーション科学学位プログラム及びスポーツウェルネス学学位プログラムに関すること。
- (4) 第23条に規定するビジネスサイエンス系に関すること。
- (5) 大学マネジメント人材養成講座の運営に関すること。
- (6) 教学マネジメント室に置く高等教育研究部門を担当する大学教員のうち、主たる勤務地を東京キャンパスとする大学教員に関すること。
- (7) 人間系に所属する大学教員のうち、主として第3号の学位プログラムを担当する大学教員に関すること。

(学長の承認)

第19条 副学長、大学執行役員、学長特別補佐、調整官、局長、次長（基本規則第32条の3第5項及び第32条の6第5項で定める者に限る。次項において同じ。）、部長、課長、室長、エリア支援室長及び支援室長は、それぞれ所掌する業務について、法人規程で定めるところにより、学長の承認を得てこれを行わなければならない。

2 学長は、業務の実施の承認に関し、法人規程で定めるところにより、その職務の一部について、副学長、大学執行役員、学長特別補佐、調整官、局長、次長、部長、課長、室長、エリア支援室長又は支援室長に委任することができる。

## 第4章 教育研究組織

(研究群及び専攻並びに学位プログラム)

第20条 基本規則第38条第2項及び第3項の法人規程で定める研究群及び専攻並びに学位プログラム並びにその筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）第2条に規定する課程及び第3条に規定する区分は、次のとおりとする。

### (1) 人文社会ビジネス科学学術院

#### ア 人文社会科学研究群

- 人文学学位プログラム（区分制博士課程）
- 国際公共政策学位プログラム（区分制博士課程）
- 国際日本研究学位プログラム（区分制博士課程）

#### イ ビジネス科学研究群

- 法学学位プログラム（区分制博士課程）
- 経営学学位プログラム（区分制博士課程）

#### ウ 法曹専攻（専門職学位課程）

#### エ 国際経営プロフェッショナル専攻（専門職学位課程）

### (2) 理工情報生命学術院

#### ア 数理物質科学研究群

- 数学学位プログラム（区分制博士課程）
- 物理学学位プログラム（区分制博士課程）
- 化学学位プログラム（区分制博士課程）
- 応用理工学学位プログラム（区分制博士課程）
- 国際マテリアルズイノベーション学位プログラム（区分制博士課程）

#### イ システム情報工学研究群

- 社会工学学位プログラム（区分制博士課程）
- サービス工学学位プログラム（博士前期課程）
- リスク・レジリエンス工学学位プログラム（区分制博士課程）
- 情報理工学位プログラム（区分制博士課程）
- 知能機能システム学位プログラム（区分制博士課程）
- 構造エネルギー工学学位プログラム（区分制博士課程）
- エンパワーメント情報学プログラム（一貫制博士課程）
- ライフイノベーション（生物情報）学位プログラム（区分制博士課程）

#### ウ 生命地球科学研究群

- 生物学学位プログラム（区分制博士課程）
- 生物資源科学学位プログラム（博士前期課程）
- 農学学位プログラム（博士後期課程）
- 生命農学学位プログラム（博士後期課程）
- 生命産業科学学位プログラム（博士後期課程）
- 地球科学学位プログラム（区分制博士課程）
- 環境科学学位プログラム（博士前期課程）
- 環境学学位プログラム（博士後期課程）
- 山岳科学学位プログラム（博士前期課程）

- ライフイノベーション（食料革新）学位プログラム（区分制博士課程）
- ライフイノベーション（環境制御）学位プログラム（区分制博士課程）
- ライフイノベーション（生体分子材料）学位プログラム（区分制博士課程）
- エ 国際連携持続環境科学専攻（博士前期課程）
- (3) 人間総合科学学術院
  - ア 人間総合科学研究群
    - 教育学学位プログラム（区分制博士課程）
    - 心理学学位プログラム（区分制博士課程）
    - 障害科学学位プログラム（区分制博士課程）
    - カウンセリング学位プログラム（博士前期課程）
    - カウンセリング科学学位プログラム（博士後期課程）
    - リハビリテーション科学学位プログラム（区分制博士課程）
    - ニューロサイエンス学位プログラム（区分制博士課程）
    - 医学学位プログラム（一貫制博士課程）
    - 看護科学学位プログラム（区分制博士課程）
    - フロンティア医科学学位プログラム（修士課程）
    - 公衆衛生学学位プログラム（修士課程）
    - ヒューマン・ケア科学学位プログラム（3年制博士課程）
    - パブリックヘルス学位プログラム（3年制博士課程）
    - スポーツ医学学位プログラム（3年制博士課程）
    - 体育学学位プログラム（博士前期課程）
    - スポーツ・オリンピック学学位プログラム（博士前期課程）
    - 体育科学学位プログラム（博士後期課程）
    - コーチング学学位プログラム（3年制博士課程）
    - スポーツウェルネス学学位プログラム（区分制博士課程）
    - 芸術学学位プログラム（区分制博士課程）
    - デザイン学学位プログラム（区分制博士課程）
    - 世界遺産学学位プログラム（区分制博士課程）
    - 情報学学位プログラム（区分制博士課程）
    - ヒューマンバイオロジー学位プログラム（一貫制博士課程）
    - ライフイノベーション（病態機構）学位プログラム（区分制博士課程）
    - ライフイノベーション（創薬開発）学位プログラム（区分制博士課程）
  - イ スポーツ国際開発学共同専攻（修士課程）
  - ウ 大学体育スポーツ高度化共同専攻（3年制博士課程）
  - エ 国際連携食料健康科学専攻（修士課程）

（共同専攻の連携大学）

第20条の2 前条に定める専攻のうち、共同専攻（大学院学則第26条の4第2項に規定する共同教育課程を編成するものをいう。）を構成する他の大学院を置く大学（以下この条において「連携大学」という。）及びその位置は、次のとおりとする。

専攻の名称	連携大学	位置
スポーツ国際開発学共同専攻	鹿屋体育大学	鹿児島県



大学体育スポーツ高度化共同専攻	鹿屋体育大学	鹿児島県
-----------------	--------	------

(国際連携専攻の連携大学)

第20条の3 第20条第1項に定める専攻のうち、国際連携専攻（大学院学則第26条の5第1項に規定するものをいう。）において連携して教育研究を実施する外国の大学院を置く大学（以下この条において「連携大学」という。）及びその位置は、次のとおりとする。

専攻の名称	連携大学	位置
国際連携持続環境科学専攻	マレーシア日本国際工科院	マレーシア
国際連携食料健康科学専攻	ボルドー大学 国立台湾大学	フランス共和国 台湾

## 第21条 削除

### 第21条の2 削除

(学類)

第22条 基本規則第44条第3項の法人規程で定める人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群に置く学類は、次のとおりとする。

(1) 人文・文化学群

人文学類

比較文化学類

日本語・日本文化学類

(2) 社会・国際学群

社会学類

国際総合学類

(3) 人間学群

教育学類

心理学類

障害科学類

(4) 生命環境学群

生物学類

生物資源学類

地球学類

(5) 理工学群

数学類

物理学類

化学類

応用理工学類

工学システム学類

社会工学類

(6) 情報学群

情報科学類

情報メディア創成学類

知識情報・図書館学類

(7) 医学群

医学類

看護学類

医療科学類

(学群に置く学位プログラム)

第22条の2 基本規則第44条の2第2項の法人規程で定める学位プログラムの名称は、次のとおりとする。

理工学群

総合理工学学位プログラム

(系)

第23条 基本規則第47条第3項の法人規程で定める系の名称は、次のとおりとする。

人文社会系

ビジネスサイエンス系

数理物質系

システム情報系

生命環境系

人間系

体育系

芸術系

医学医療系

図書館情報メディア系

学際研究系

(域)

第23条の2 系には、必要に応じ、業務運営上の実施単位である内部組織として、域を置くことができる。

2 域の名称その他必要な事項は、系長が、部局細則で定める。

第24条 削除

(先端研究センター群)

第25条 基本規則第50条第4項の法人規程で定める先端研究センター群に区分される教育研究施設の名称及び分野は、次の表のとおりとする。

名 称	分 野
国際統合睡眠医科学研究機構	睡眠覚醒機構を解明し睡眠を制御する戦略の開発並びに睡眠障害及び関連する疾患の制御を通して人類の健康増進に貢献する研究
計算科学研究センター	科学の諸領域における超高速シミュレーション、大規模データ解析等を中心とする研究、超高速計算システム及び超高速ネットワーク技術の開発並びに情報技術の革新的な応用方法の研究
生存ダイナミクス研究センター	生物の持つ環境変化へのダイナミックな応答機能を「生物の生存戦略」と捉えた新しい生命動態科学の領域を切り拓く研究

つくば機能植物イノベーション研究センター	食料・生物資源の安定的な確保に向けた植物バイオテクノロジーと遺伝資源保全利用を基調とした基盤的遺伝子研究から生産・流通を見据えた応用的研究及び研究成果を活用したイノベーションの創出支援と教育への展開
下田臨海実験センター	海洋及びその沿岸に生息する生物の発生学、生理生化学、生態学等並びに海洋学、海洋環境等に関連する生命科学及び地球科学（地理地学）の研究及び教育
プラズマ研究センター	プラズマ物理学及びその応用に関する研究教育（特に電位・電場によるプラズマ閉じ込めの向上及びプラズマの高性能化に係る研究教育）並びに関連機器の開発等
地中海・北アフリカ研究センター	地中海・北アフリカにおける新時代志向型の戦略的学際研究の推進
サイバニクス研究センター	人間の身体機能を支援・増幅・拡張する人支援技術によるイノベーションの創出と新産業創出
放射線・アイソトープ地球システム研究センター	放射性同位元素、核燃料物質、エックス線装置等の学内管理・安全教育並びにこれらを用いた基礎、環境移行、医学、加速器科学、宇宙地球化学及び環境動態予測に係る調査・研究・開発
人工知能科学センター	AI 及びビッグデータ解析技術を集結し、実用に繋がる基盤技術開発拠点の構築
微生物サステイナビリティ研究センター	持続可能な社会の構築に向けた次世代の微生物制御と微生物利用に関わる新たな学問分野を切り拓く基礎及び応用研究
ヒューマン・ハイ・パフォーマンス先端研究センター	人間の統合的な身体活動能力を多角的に研究並びに最適パフォーマンスを引き出す科学的手法の開発・社会実装
陽子線医学利用研究センター	医学及び関連分野の研究、教育の場としての機能並びに機器の改善・開発を行うことによるがん診療における陽子線療法の有用性の確立
西アジア文明研究センター	古代西アジア文明の諸相とその後代への影響に関する学際研究及び西アジアの文化財の保全に関する研究とその社会実装
宇宙史研究センター	時空の発祥から物質の起源、宇宙の進化及び生命の起源までの宇宙史の統括的解明
エネルギー物質科学研究センター	エネルギーの高効率的利用、貯蔵、変換及び制御に関わる新規物質や材料の創製のための基盤的及び応用的研究
山岳科学センター	菅平高原実験所、八ヶ岳演習林、川上演習林、井川演習林、筑波実験林等を活用した生物科学、農林学、地球科学、環境科学等山岳科学に関する教育研究
トランスボーダー医学研究センター	統合医科学研究部門、基礎研究部門及び生命科学動物資源センター等を活用した医科学の研究拠点と研究分野の創生

- 2 前項の教育研究施設は、その研究内容、質等について、定期的な評価により、級ごとに分類するものとする。
- 3 前2項の教育研究施設の運営に必要な事項は、別に定める。

（全国共同研究施設）

第26条 基本規則第50条第3項の規定に基づき、前条の教育研究施設のうち、全国の研究者等との共同研究を推進する施設（以下この条において「全国共同研究施設」という。）は、次のとおりとする。

計算科学研究センター

つくば機能植物イノベーション研究センター

下田臨海実験センター  
 プラズマ研究センター  
 放射線・アイソトープ地球システム研究センター  
 ヒューマン・ハイ・パフォーマンス先端研究センター

- 2 全国共同研究施設は、法人の職員及び他の国立大学法人の職員その他の者で、当該施設の目的たる研究と同一分野の研究に従事するものに利用させるものとする。

(全国共同教育施設)

第26条の2 基本規則第50条第3項の規定に基づき、第25条及び第28条の教育研究施設のうち、全国の他の大学との共同教育を推進する施設（以下この条において「全国共同教育施設」という。）は、次のとおりとする。

山岳科学センター  
 グローバルコミュニケーション教育センター

- 2 全国共同教育施設は、法人の職員及び他の国立大学法人の職員その他の者で、大学の有する人的・物的資源の共同利用等の有効活用を図ることにより、当該施設の教育目的に合致する多様かつ高度な教育を推進するものに利用させるものとする。

(研究支援センター群)

第27条 基本規則第50条第4項の法人規程で定める研究支援センター群に区分される教育研究施設の名称及びその分野は、次の表のとおりとする。

名 称	分 野
研究基盤総合センター	実験研究基盤設備の管理運用による研究及び教育の支援並びにこれらの設備による広域学際研究
学術情報メディアセンター	実験研究基盤設備の管理運用による研究及び教育の支援並びにこれらの設備による広域学際研究

(教育等センター群)

第28条 基本規則第50条第4項の法人規程で定める教育等センター群に区分される教育研究施設の名称及びその分野は、次の表のとおりとする。

名 称	分 野
グローバルコミュニケーション教育センター	学生に対する外国語教育及び外国人留学生等に対する日本語教育等
アドミッションセンター	アドミッションセンター入試等の実施、国内外における学生募集に係る広報活動の実施及び教育目標に適合した入学者の選抜方法等の調査研究
保健管理センター	学生及び職員の健康管理等

(教育研究施設の次長)

第29条 教育研究施設には、必要に応じ、当該施設の長を補佐するため、次長を置くことができる。

- 2 次長は、教育研究施設の長を補佐し、当該施設の校務を整理する。  
 3 前2項に規定するもののほか、次長に関し必要な事項は、教育研究施設の長が部局細則で定める。

(技術室)

第29条の2 基本規則第55条第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる組織に、それぞれ同表の右欄の技術室を置く。

組織の名称	技術室の名称
数理物質系	数理物質系技術室
システム情報系	システム情報系技術室
生命環境系	生命環境系技術室
医学医療系	医学医療系技術室
つくば機能植物イノベーション研究センター	つくば機能植物イノベーション研究センター技術室
研究基盤総合センター	研究基盤総合センター技術室

## 第5章 事業費により措置する教育研究組織等

(事業費により措置する教育研究組織等)

第30条 基本規則第75条第1項に規定する事業費により措置する教育研究組織等を設置又は廃止する場合は、役員会の議を経なければならない。

2 前項の教育研究組織等は、その運営に必要な経費が予算に計上されている場合に限り、これを設置することができる。ただし、当該経費が競争的資金による場合など、あらかじめ予算に計上することが困難であるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の規定により第1項の教育研究組織等を設置したときは、当該組織の設置の日から3月以内に補正予算を編成しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、第1項の教育研究組織等に係る申請手続、審査方法、研究期間、更新手続その他当該組織の設置に関し必要な事項は、法人細則で定める。

5 第1項の教育研究組織等の研究課題、構成その他運営に関し必要な事項は、別に法人規程で定める。

6 第1項の教育研究組織等の長は、法人規則、法人規程及び法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。

7 第1項の教育研究組織等の長が部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

## 第31条から第33条まで 削除

(国際科学イノベーション研究組織)

第34条 第30条の事業費により措置する専ら研究を行う教育研究組織として、国際科学イノベーション研究組織を置く。

2 国際科学イノベーション研究組織の名称及び研究課題は、次の表のとおりとする。

名 称	研 究 課 題
高細精医療イノベーション研究コア	高細精医療実現のための事業化と製品化

(高細精医療イノベーション研究コアの長)

第35条 高細精医療イノベーション研究コアに、その長を置き、学長が任命する。

- 2 高細精医療イノベーション研究コアの長は、教授又は准教授をもって充てる。
- 3 高細精医療イノベーション研究コアの長の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 4 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 高細精医療イノベーション研究コアの長は、再任されることができる。
- 6 高細精医療イノベーション研究コアの長は、当該研究組織の業務に従事する職員を監督する。
- 7 高細精医療イノベーション研究コアの長は、法人規則、法人規程及び法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
- 8 高細精医療イノベーション研究コアの長が部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

### 第36条 削除

(つくば臨床医学研究開発機構)

第36条の2 第30条の事業費により措置する共同利用・共同研究組織としてつくば臨床医学研究開発機構を置く。

- 2 つくば臨床医学研究開発機構は、学内外の革新的医療技術研究の成果の臨床開発への導入・推進を行うものとする。

(つくば臨床医学研究開発機構の長)

第36条の3 つくば臨床医学研究開発機構に、その長を置き、学長が任命する。

- 2 つくば臨床医学研究開発機構の長は、教授をもって充てる。
- 3 つくば臨床医学研究開発機構の長の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 4 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 つくば臨床医学研究開発機構の長は、再任されることができる。
- 6 つくば臨床医学研究開発機構の長は、当該研究組織の業務に従事する職員を監督する。
- 7 つくば臨床医学研究開発機構の長は、法人規則、法人規程及び法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
- 8 つくば臨床医学研究開発機構の長が部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(開発研究センター)

第36条の4 第30条の事業費により措置する開発研究組織として国際産学連携本部に開発研究センターを置く。

- 2 開発研究センターの名称及び開発研究課題は、次の表のとおりとする。

名 称	開 発 研 究 課 題
プレジジョン・メディスン開発研究センター	生命医科学情報の統合・共有化と活用を可能とする統合的オミックス解析研究の拠点形成を推進し、プレジジョン・メディスンの社会還元を促進する。
未来社会工学開発研究センター	地域未来の基盤作りの研究開発を推進し、地域産業の

	創出、地域経済の自律的な成長を促進する。
スポーツイノベーション開発研究センター	大学スポーツにおける教育マネジメントに関わる研究拠点を形成し、学生への教育的支援の充実に資するとともに、スポーツ産業の活性化、スポーツアドミニストレーターの育成等を推進する。
ヘルスサービス開発研究センター	医療・看護・保健・介護・福祉を一連のヘルスサービスとしてとらえ、実証データに基づく質の高いサービスの実現に資する開発研究を推進する。
テーラーメイドQOLプログラム開発研究センター	個人のQOLを維持・向上させる画期的なテーラーメイドプログラムの開発研究を推進する。
働く人への心理支援開発研究センター	働く人への心理支援、支援人材の高度化に関する開発研究を推進する。
イノベティブ計測技術開発研究センター	精度・質の高い革新的計測評価技術の開発研究を、研究領域・対象を問わず横断的かつ統合的に推進する。
革新的創薬開発研究センター	少子超高齢社会の医療ニーズを見据えたシーズを基礎研究現場から発掘・育成するとともに、革新的な医薬品、診断技術等の開発研究を推進する。
デジタルネイチャー開発研究センター	デジタルネイチャーに係る研究を推進し、メディア装置等とそれを活用したサービスを開発する。
スマートウェルネスシティ政策開発研究センター	健康長寿社会を実現できる都市の創生に資するため、超高齢社会に起因した諸課題に関する開発研究を推進し、その成果としての政策を社会に提言するとともに、これらを実現できる高度職業人の養成機能を確立する。
健幸ライフスタイル開発研究センター	適正飲酒に資する商品及びサービス、スポーツ及び地域コミュニティの活性化に資する酒類の新たな活用方法等の開発研究を推進する。
ゼロCO <sub>2</sub> エミッション機能性材料開発研究センター	水素の製造及び貯蔵、二酸化炭素の転換等のグリーンイノベーションに資する基盤技術の開発研究を推進する。

(開発研究センターの長)

第36条の5 開発研究センターに、その長を置き、学長が任命する。

2 開発研究センターの長は、教授、准教授又は特命教授をもって充てる。

3 開発研究センターの長の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の末日とする。

4 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 開発研究センターの長は、再任されることができる。

6 開発研究センターの長は、当該研究組織の業務に従事する職員を監督する。

7 開発研究センターの長は、法人規則、法人規程及び法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。

8 開発研究センターの長が部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(オープンイノベーション国際戦略機構)

第36条の5の2 第30条の事業費により措置するイノベーション創出型連携推進組織として、国際産学連携本部にオープンイノベーション国際戦略機構(以下「O I 国際戦略機構」という。)

を置く。

- 2 O I 国際戦略機構は、戦略的かつ国際的な産学官等の連携をプロフェッショナル人材による集中的なマネジメント体制の下で企画及び推進することにより、社会的な価値の高いイノベーションの創出を図り、もって本学全体として社会変革を先導することを目的とする。

(オープンイノベーション国際戦略機構の長)

第36条の5の3 O I 国際戦略機構に、その長を置き、学長が任命する。

- 2 O I 国際戦略機構の長は、産学連携を担当する副学長をもって充てる。
- 3 O I 国際戦略機構の長の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の末日とする。
- 4 O I 国際戦略機構の長は、再任されることができる。
- 5 O I 国際戦略機構の長は、当該組織の業務に従事する職員を監督する。
- 6 O I 国際戦略機構の長は、法人規則、法人規程及び法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
- 7 O I 国際戦略機構の長が部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(ヒューマン・スマートシティ研究機構)

第36条の6 第30条の事業費により措置する開発研究組織として、国際産学連携本部にヒューマン・スマートシティ研究機構（以下「HSC研究機構」という。）を置く。

- 2 HSC研究機構は、スマートシティ分野における分野横断型研究の成果を産学官と有機的に連携し社会実装することにより、筑波大学を地域課題を解決する人を中心としたヒューマン・スマートシティ創生拠点に発展させることを目的とする。

(ヒューマン・スマートシティ研究機構の長)

第36条の7 HSC研究機構に、その長を置き、学長が任命する。

- 2 HSC研究機構の長は、産学連携を担当する副学長をもって充てる。
- 3 HSC研究機構の長の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の末日とする。
- 4 HSC研究機構の長は、再任されることができる。
- 5 HSC研究機構の長は、当該組織の業務に従事する職員を監督する。
- 6 HSC研究機構の長は、法人規則、法人規程及び法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
- 7 HSC研究機構の長が部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

## 第6章 職員等

(大学教員の所属する教育研究施設)

第37条 基本規則第77条第4項に規定する大学教員が所属する教育研究施設は、計算科学研究センター及び生存ダイナミクス研究センターとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この法人規程は、平成16年4月1日から施行する。



(経過措置)

第2条 基本規則附則第2条第1項の規定により設置される筑波大学医療技術短期大学部に係る業務は、第24条第10項の規定にかかわらず、人間総合科学等支援室の医学支援室が行うものとする。

第3条 基本規則附則第3条第1項の規定により設置される研究科に係る業務は、第24条第3項及び第5項から第10項までの規定にかかわらず、次に掲げる支援室が行うものとする。

(1) 人文社会科学等支援室

哲学・思想研究科 歴史・人類学研究科 文芸・言語研究科 社会科学研究科 国際政治経済学研究科

(2) 人間総合科学等支援室教育・心理・心障支援室

教育学研究科 心理学研究科 心身障害学研究科

(3) 人間総合科学等支援室体芸支援室

体育科学研究科 芸術学研究科

第4条 この法人規程施行の日現に設置されている特別プロジェクト研究組織の設置期間については、第31条第2項の規定にかかわらず、学長が別に定める法人規程で定める期間とする。

附 則 (平16.4.15法人規程10号)

この法人規程は、平成16年4月15日から施行する。

附 則 (平16.4.22法人規程11号)

この法人規程は、平成16年4月22日から施行する。

附 則 (平17.3.24法人規程9号)

(施行期日)

第1条 この法人規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 システム情報工学研究科の社会システム工学専攻(一貫制博士課程)、計量ファイナンス・マネジメント専攻(一貫制博士課程)、リスク工学専攻(一貫制博士課程)、コンピュータサイエンス専攻(一貫制博士課程)、知能機能システム専攻(一貫制博士課程)及び構造エネルギー工学専攻(一貫制博士課程)並びに生命環境科学研究科の構造生物科学専攻(一貫制博士課程)、情報生物科学専攻(一貫制博士課程)、国際地縁技術開発科学専攻(一貫制博士課程)、生物圏資源科学専攻(一貫制博士課程)及び生物機能科学専攻(一貫制博士課程)は、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程(以下「新施行規程」という。)第20条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

第3条 体育研究科の体育方法学専攻、コーチ学専攻、健康教育学専攻及びスポーツ健康科学専攻は、新施行規程第21条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

第4条 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則(平成17年法人規則第4号)附則第2条の規定により存続する経営・政策科学研究科、理工学研究科及びバイオシステム研究科に置く専攻については、新施行規程第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平18. 2. 23 法人規程2号）

この法人規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平18. 3. 23 法人規程19号）

（施行期日）

第1条 この法人規程は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（平成18年法人規則第22号）附則第2条の規定により存続する医科学研究科に置く専攻については、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平18. 4. 27 法人規程36号）

この法人規程は、平成18年4月27日から施行する。

附 則（平18. 5. 26 法人規程37号）

この法人規程は、平成18年5月26日から施行する。

附 則（平18. 9. 28 法人規程50号）

この法人規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平19. 3. 22 法人規程27号）

（施行期日）

第1条 この法人規程は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 生命環境科学研究科の地球環境科学専攻（一貫制博士課程）及び地球進化科学専攻（一貫制博士課程）並びに人間総合科学研究科の芸術学専攻（一貫制博士課程）は、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程（以下「新施行規程」という。）第20条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

第3条 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（平成19年法人規則第28号）附則第2条の規定により存続する環境科学研究科及び芸術研究科に置く専攻については、新施行規程第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第4条 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（平成19年法人規則第28号）附則第3条の規定により存続する第一学群、第二学群、第三学群及び医学専門学群に置く学類については、新施行規程第22条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平19. 6. 28 法人規程39号）

この法人規程は、平成19年6月28日から施行する。

附 則（平19. 8. 31 法人規程45号）

この法人規程は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平19.12.18法人規程50号）

この法人規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平20.3.27法人規程22号）

（施行期日）

第1条 この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 人文社会科学研究科の現代文化・公共政策専攻（一貫制博士課程）、社会科学専攻（一貫制博士課程）及び国際政治経済学専攻（一貫制博士課程）並びに人間総合科学研究科の教育学専攻（一貫制博士課程）、学校教育学専攻（一貫制博士課程）、心理学専攻（一貫制博士課程）、心身障害学専攻（一貫制博士課程）、ヒューマン・ケア科学専攻（一貫制博士課程）、感性認知脳科学専攻（一貫制博士課程）、スポーツ医学専攻（一貫制博士課程）、先端応用医学専攻（一貫制博士課程）、分子情報・生体統御医学専攻（一貫制博士課程）、病態制御医学専攻（一貫制博士課程）、機能制御医学専攻（一貫制博士課程）、社会環境医学専攻（一貫制博士課程）及び体育科学専攻（一貫制博士課程）は、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程（以下「新施行規程」という。）第20条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

第3条 教育研究科の障害児教育専攻及びカウンセリング専攻は、新施行規程第21条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

第4条 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（平成20年法人規則第20号）附則第2条の規定により存続する地域研究研究科及び体育研究科に置く専攻については、新施行規程第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平20.6.12法人規程40号）

この法人規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平20.8.7法人規程50号）

この法人規程は、平成20年8月7日から施行し、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平21.4.23法人規程29号）

この法人規程は、平成21年4月23日から施行し、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平21.6.26法人規程40号）

この法人規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平22.2.26法人規程2号）

この法人規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平 2 2 . 3 . 2 5 法人規程 1 9 号）

この法人規程は、平成 2 2 年 3 月 2 5 日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の規定は、同年 3 月 1 0 日から適用する。

附 則（平 2 2 . 3 . 3 1 法人規程 2 4 号）

この法人規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 2 . 5 . 2 7 法人規程 3 3 号）

この法人規程は、平成 2 2 年 5 月 2 7 日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 2 2 . 9 . 2 2 法人規程 4 4 号）

この法人規程は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 3 . 1 . 2 7 法人規程 1 号）

この法人規程は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 3 . 3 . 2 4 法人規程 1 9 号）

（施行期日）

第 1 条 この法人規程は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 生命環境科学研究科の構造生物科学専攻（博士後期課程）及び情報生物科学専攻（博士後期課程）は、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程第 2 0 条の規定にかかわらず、平成 2 3 年 3 月 3 1 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平 2 3 . 6 . 2 3 法人規程 3 3 号）

この法人規程は、平成 2 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 3 . 9 . 2 9 法人規程 3 6 号）

1 この法人規程は、平成 2 3 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の一部を次のように改正する。

第 2 3 条の 3、第 2 4 条第 2 項第 5 号、第 4 項第 4 号、第 5 項第 5 号、第 6 項第 5 号、第 7 項第 6 号、第 8 項第 4 号、第 9 項第 5 号及び第 1 0 項第 5 号を削る。

附 則（平 2 4 . 3 . 2 9 法人規程 4 号）

（施行期日）

第 1 条 この法人規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 数理物質科学研究科の物質創成先端科学専攻（区分制博士課程）及び生命環境科学研究科生命共存科学専攻（一貫制博士課程）は、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大

学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程第20条の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平24.9.27法人規程57号）

この法人規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平24.11.22法人規程59号）

1 この法人規程は、平成24年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の一部を次のように改正する。

第18条の3第5項第5号中「陸域環境研究センター、」を削除する。

第26条の表の陸域環境研究センター及びアイソトープ総合センターの項を削る。

第28条の表中「

生命環境科学研究科	農林技術センター 陸域環境研究センター 菅平高原実験センター
-----------	--------------------------------------

」を

「

生命環境科学研究科	農林技術センター 菅平高原実験センター
-----------	------------------------

」に改める。

附 則（平25.2.28法人規程11号）

この法人規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平25.3.28法人規程43号）

この法人規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平25.6.27法人規程55号）

この法人規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平25.10.31法人規程59号）

この法人規程は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平26.2.27法人規程5号）

（施行期日）

第1条 この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 システム情報工学研究科の社会システム工学専攻（博士前期課程）、経営・政策科学専攻（博士前期課程）及び社会システム・マネジメント専攻（博士後期課程）は、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程第20条の規

定にかかわらず、平成26年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平26. 3. 27 法人規程28号）

この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平26. 5. 29 法人規程57号）

この法人規程は、平成26年5月29日から施行する。

附 則（平27. 1. 29 法人規程1号）

この法人規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平27. 2. 26 法人規程3号）

この法人規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平27. 3. 26 法人規程20号）

（施行期日）

第1条 この法人規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 人文社会科学研究科の経済学専攻（区分制博士課程）及び法学専攻（区分制博士課程）は、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程第20条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平27. 3. 30 法人規程36号）

この法人規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平27. 4. 23 法人規程38号）

この法人規程は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平27. 5. 28 法人規程46号）

この法人規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平27. 6. 25 法人規程49号）

この法人規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平27. 9. 24 法人規程59号）

この法人規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平27. 12. 24 法人規程65号）

この法人規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平28. 3. 24 法人規程27号）

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28. 12. 22法人規程67号）  
この法人規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平29. 3. 23法人規程10号）  
この法人規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平29. 6. 22法人規程44号）  
この法人規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平29. 7. 10法人規程47号）  
この法人規程は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（平29. 7. 27法人規程48号）  
この法人規程は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（平29. 8. 31法人規程52号）  
この法人規程は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（平29. 9. 28法人規程53号）  
この法人規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平30. 2. 16法人規程12号）  
この法人規程は、平成30年2月16日から施行する。

附 則（平30. 2. 22法人規程14号）  
この法人規程は、平成30年2月22日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程第20条の2の規定は、平成28年4月1日から、第20条の3の規定は、平成29年9月1日から適用する。

附 則（平30. 3. 22法人規程33号）  
この法人規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平30. 4. 26法人規程64号）  
この法人規程は、平成30年4月26日から施行する。

附 則（平30. 9. 27法人規程70号）  
この法人規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平31. 1. 24法人規程2号）  
この法人規程は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（平31.3.28法人規程18号）

この法人規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令元.9.26法人規程10号）

この法人規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令元.10.31法人規程15号）

この法人規程は、令和元年10月31日から施行し、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の規定は、同年10月1日から適用する。

附 則（令元.12.26法人規程18号）

（施行期日）

第1条 この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科並びに当該研究科の専攻及び学位プログラムに係る第1条、第18条の4、第18条の5、第20条、第21条及び第21条の2の規定の適用については、この法人規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令2.1.23法人規程1号）

1 この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 大学研究センターは、この法人規程による改正後の第25条の規定にかかわらず、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の対象とされた履修証明プログラムに係る業務を実施するため、令和5年3月31日までの間、存続するものとし、当該センターの長は、教育を担当する副学長をもって充てる。

附 則（令2.2.27法人規程14号）

この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令2.3.26法人規程16号）

この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第18条第2項第5号の改正規定は、同年3月26日から施行する。

附 則（令2.5.28法人規程40号）

この法人規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令2.6.18法人規程41号）

この法人規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令2.7.30法人規程46号）

この法人規程は、令和2年7月30日から施行し、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の規定は、令和元年9月1日から適用する。



附 則（令 2. 10. 22 法人規程 49 号）  
この法人規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令 3. 1. 28 法人規程 1 号）  
この法人規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 3. 2. 25 法人規程 4 号）  
この法人規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 3. 3. 18 法人規程 7 号）  
この法人規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 3. 7. 29 法人規程 36 号）  
この法人規程は、令和 3 年 7 月 29 日から施行する。

附 則（令 4. 1. 27 法人規程 1 号）  
この法人規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 4. 3. 24 法人規程 3 号）  
この法人規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条第 2 項第 7 号の改正規定は、同年 3 月 24 日から施行する。

附 則（令 4. 9. 22 法人規程 53 号）  
この法人規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令 4. 12. 22 法人規程 59 号）  
この法人規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令 5. 1. 26 法人規程 1 号）  
この法人規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 5. 2. 16 法人規程 2 号）  
この法人規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条第 2 項及び第 18 条の 2 第 2 項の改正規定は、同年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令 5. 3. 23 法人規程 6 号）  
この法人規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 5. 7. 26 法人規程 34 号）  
この法人規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令 5. 10. 26 法人規程 45 号）

この法人規程は、令和5年11月1日から施行する。